

ヘルスメイトによる 高血圧予防教室の参加者募集！

高血圧予防や健康づくりに関心のある方は、高血圧予防の勉強や、調理における減塩のポイントについて、ぜひ、この教室に参加して楽しく一緒に学びませんか。

【日時】 12月11日(日) 9時30分～14時30分(予定)

【場所】 総合ふれあいセンター3階

【対象者】 40歳から79歳までの健康づくりに関心のある方

【参加費】 無料

【持ってくるもの】 エプロン、三角巾、タオル、筆記用具

【申し込み締め切り】 11月30日(水)

問い合わせ・申し込み先…住民課健康づくり班

女性への暴力は人権侵害です

11月12日(土)～25日(金)は、「女性に対する暴力をなくする運動」の実施期間です(11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」)。暴力は、いかなる場合も、決して許されるものではありません。

万が一、あなたが配偶者などから暴力を受けているときには、一人で悩まずに、女性相談支援センターに相談してみませんか。相談することで問題解決の第一歩を踏み出しましょう。

▼女性相談支援センターの相談電話

☎088-833-0783 平日9時～22時
土・日・祝日9時～20時(年末年始は休みます)

▼警察では、DVなどの相談を24時間受け付けています。

相談のある方は、最寄りの警察署または警察本部の総合相談係(☎9110または☎088-823-9110)まで気軽に相談してください。

てくてくの会に参加しませんか？

9月14日、総合ふれあいセンターで「れいほく地区デイケア交流会」が開催されました。

この交流会は、嶺北地区の各町村の障がい者のデイケアに参加されている方々の交流を目的として毎年行われており、

今年は大豊町での開催となりました。魚釣りや玉入れなどのゲームをしたり、みんなで食事など楽しい時間を過ごしました。

大豊町では、毎月1回10時～14時に総合ふれあいセンターで障がい者のデイケア「てくてくの会」を開催しています。対象は町内にお住まいで障がいをお持ちの方で、参加費は昼食代300円～500円です。

参加・見学も随時できますので、お気軽にご参加ください。



～平成23年度の予定～
11月3日(文化祭)
12月8日(クリスマス会)
1月19日(もちつき)
2月9日(お菓子づくり)
3月8日(お好み焼き)



問い合わせ先…住民課健康づくり班

大豊町森林組合地区座談会のお知らせ

大豊町森林組合では、現在の林業に関する情報提供と、組合員様のご意見等をお聞きしたく、地区座談会を開催します。お忙しい中ではありますが、多数のご出席をお待ちしております。

■11月2日(水)

西峰三谷地区 午前10時～ 三谷集会所
筏木地区 午後1時30分～ 筏木集会所

■11月9日(水)

八川地区 午前10時～ 八川公民館
東土居地区 午後1時30分～ 豊永消防屯所

■11月16日(水)

西土居地区 午前10時～ 西土居公民館
粟生地区 午後1時30分～ 国際サロンの粟生

■11月22日(火)

大平地区 午前10時～ 大平集会所
大滝地区 午後1時30分～ 大滝集会所

■11月30日(水)

中内・落合地区 午前10時～ 東豊永生涯学習センター
川井・高原地区 午後1時30分～ 川井公民館

最低賃金のお知らせ

高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、10月26日から施行することとしました。この決定により、10月26日以降分として労働者に支払う賃金は、**1時間645円**以上としなければなりません。

問い合わせ先…高知労働局 賃金室

または、高知労働基準監督署

☎088-885-6024
☎088-885-6031

10月以降の子ども手当制度について (平成23年10月～平成24年3月)

1 支給対象

子ども手当は、中学校卒業まで(15歳に達した後最初の3月31日まで)の子どもを養育しており、支給要件に該当する方。

2 支給額

子どもの年齢	子ども手当月額
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律 10,000円

※18歳になった後の最初の3月31日まで(高校生相当まで)の子どもで年齢の一番高い者から第1子と計算する。

3 支給時期

平成24年2月	平成23年10月～平成24年1月分
平成24年6月	平成24年2月～3月分

4 新たな支給要件等

- 子どもが日本国内に住んでいること(留学中の場合を除く)
- 児童福祉施設に入所している子ども等については、施設の設置者等に子ども手当を支給
- 未成年後見人や父母指定者(父母が国外にいる場合のみ)に対しても、父母と同様の要件で手当を支給
- 両親が離婚協議中で別居している場合は、子どもと同居している方に支給可能

5 その他

保育料を子ども手当から徴収することが可能になりました。



申請の手続きについて

新しい法律になることにより、10月以降の子ども手当を受給するためには、これまで子ども手当を受給していた方も含め、対象のお子さんを持つすべての方は**申請が必要**となりました。

経過措置について

10月1日時点で受給資格のある方は平成24年3月31日までに申請すれば、10月分から手当を受けとることができます(平成24年2月期支払いに間に合うためには11月末までに申請をしてください)。

ただし、

●10月以降に他の市区町村へ転居した方

●10月以降にお子さんが生まれた方

については経過措置の対象にはなりませんので、転出予定日や出生日の月内、または15日以内に申請をしてください(3月末までに申請しても、さかのぼって受給できません)。

次の項目に該当するときは手続きをお願いします

- お子さんが生まれたとき
- 住所を変更したとき
- 氏名を変更したとき
- 公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- 18歳未満のお子さんについて養育しなくなったとき
- 保険証が変更になったとき
- 振込金融機関の変更をするとき

問い合わせ先…住民課福祉班

「オレオレ詐欺」急増中！

被害者の9割が60歳以上です。皆さんからご両親に教えてあげてください。

「電話番号が変わった」は詐欺です

「カードを預かる」は詐欺です

「必ずもうかる」は詐欺です

電話の声だけでは見抜けません

「家族の絆」で
振り込め詐欺撃退！

問い合わせ先…本山警察署

☎76-0110

健やかに

誕生おめでとうございます

氏名 誕生日 性 保護者 住所

※個人情報保護法により割愛いたします

安らかに

ご冥福をお祈りします

氏名 死亡日 性 享年 葬地 住所



※個人情報保護法により割愛いたします